

【R5 改訂】大分大学教育学部附属小学校

『タブレット端末活用のルール』

1. 目的

学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動に使うことが目的です。学習活動以外に使っては
いけません。

2. 端末の使用者

端末を使用できるのは、原則、附属小学校の児童・保護者・先生に限ります。他人に貸したり
使わせたりしません。

3. 使用する場面

タブレット端末は、「学校の学習活動」と「学校が認めた場合の家庭学習」の中で使います。

(1) 学校で使う場合

- ①先生の指示をよく聞いて使います。
- ②休み時間や放課後などに使うときも、先生が認めたこと以外には使いません。
- ③学校での保管は、原則、教室の充電保管庫に入れます。

(2) 家庭で使う場合

- ①児童は、学校の許可をもらい先生の指示等によって、端末を持ち帰るようにします。
- ②家の人とよく話し合い、使う場所や時間を決めて使います。
- ③長時間使わないこと、休憩しながら使うこと、就寝する 30分前は使わないことなど、健康
に気を付けて使います。
- ④家庭での保管は、家の中の目の届くところに置いておきます。
- ⑤インターネットに接続する場合は自宅に契約している Wi-Fi に接続します。コンビニなど
のフリーWi-Fi への接続はしません。
- ⑥インターネット環境及び端末の充電に係る機器の準備は、各家庭で行います。
- ⑦持って帰ったり持って来たりするときは、必ずランドセルに入れるようにし、なくしたり、
ぬすまれたり、こわしたりしないように、十分に気を付けます。
※使用者に重大な過失があった場合は、弁償及び修理費の負担をしていただく場合があります。
- ⑧なくしたり、ぬすまれたり、こわしたりした場合は、すぐに学校に届け出を行い、学校の指示
に従います。
- ⑨家に持ち帰った場合は、必ず充電をして持ってくるようにします。
- ⑩タブレット端末での学校とのやりとりは、学習活動など先生から指示があった場合のみ行い、
その他の連絡手段としては使いません。

4.使うときの注意点

(1) 情報管理・情報モラルについて

- ① プライバシーや著作権の保護等に対する正しい認識及び情報に対する責任など、情報モラルの定着を図り、望ましい情報社会の創造に参画する態度の育成に努めます。
- ② 個人のID・パスワードは厳重に管理し、第三者に教えてはいけません。
- ③ 端末の使用状況を学校から確認することができます。緊急対応の必要がある場合は、学校から保護者に連絡をする場合があります。
- ④ 自分や他人の個人情報や端末で扱う情報を外部へ流出させることや、流出に繋がるようなことをしてはいけません。
- ⑤ 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ⑥ カメラでの撮影は、先生が許可したときだけです。撮影する相手の人の許可ももらいます。
- ⑦ インターネットには制限（フィルタリング）がかけられています。もしも、あやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じて先生や家の人に知らせます。
- ⑧ 外部媒体等によるデータ授受は、原則行わないが、行う際には、必ずウイルスチェックを行い、問題がないことを確認しなければならない。

(2) 端末の取り扱いについて

- ① タブレット端末を持ったまま走ったり、落ちそうな場所や地面に置いたりしません。
- ② 水をかけたり、水でぬらしたり、湿気の多いところで使いません。
- ③ 日光が強く当たる場所やストーブの近くなど、熱くなる場所には置きません。
- ④ タブレット端末の画面は、指や専用のタッチペンでふれます。鉛筆、シャープペンシルなど先のとがったものでふれる、落書きをする、磁石を付けるなどを絶対にしません。
- ⑤ ホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は、変えません。
- ⑥ 学校の許可なく、アプリやソフトウェアをインストールしてはいけません。

☆これらのルールが守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。